

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月十四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一〇―一五―三

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ・ニ (略)

ホ 規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）第三条の規定により早出遅出勤務をさせること。

へ・チ (略)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ・ニ (略)

ホ 規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）第三条の規定により早出遅出勤務をさせること。

へ・チ (略)

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第二号
の規定による子の看護等のための休暇
ヌ (略)
四 (略)

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第二号
の規定による子の看護のための休暇
ヌ (略)
四 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。